

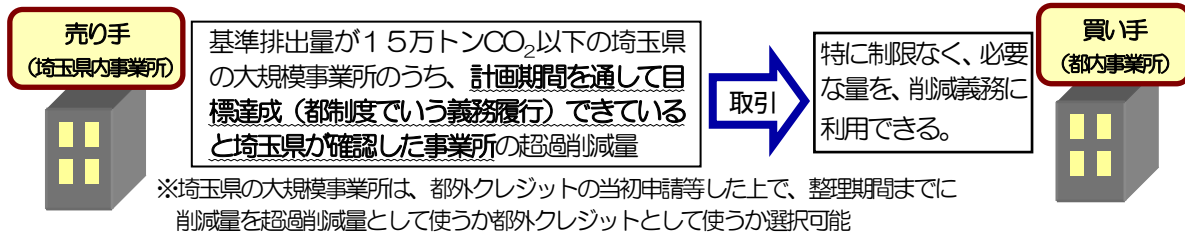
排出量取引 ～埼玉連携クレジット～

埼玉県目標設定型排出量取引制度（以下、「埼玉県制度」という。）における次のクレジット等について、都制度の義務履行に利用できる。

- 埼玉県制度の超過削減量は、基準排出量15万トン以下の事業所で、計画期間を通して目標達成できていると埼玉県が確認した事業所のもの
 - 埼玉県制度の県内中小クレジットは、埼玉県から県内クレジットとして発行を受けたもの
- 同様に、都の超過削減量、中小クレジットも埼玉県制度の目標達成に利用できる。
- ※なお、都制度と埼玉県制度で同じ削減量を重複して利用はできない。

【利用できるクレジット等の種類】

(1) 超過削減量



(2) 県内中小クレジット



【利用できないクレジットに関する留意事項】

(1) 再エネクレジット

- 設備認定の申請は東京都と埼玉県のどちらか一つにのみ可能
- ※最初に認定申請した自治体での設備認定の廃止後であれば、もう片方の自治体に新たに申請可能

(2) 県外削減量(都制度における都外クレジット)

- 当初申請は東京都または埼玉県のどちらか一つにのみ可能

(参考) 都外クレジットと相互利用可能な埼玉県の超過削減量の比較

要件	都外クレジット(埼玉県以外)	埼玉県事業所の超過削減量のうち、相互利用可能なもの
売り手 対象事業所	基準年度の年間エネルギー使用量が1,500kL以上で、基準排出量が15万t-CO ₂ 以下の大規模事業所	同左
推計削減率の要件	(当初申請および削減量認定申請時に)設備導入対策の実施による削減率が合計6%以上であること。	不要 (埼玉県の制度対象事業所であるため、同様の対策が実施されているとみなす。)
クレジットとなる量	8%を超えた削減量(16%上限)	排出削減目標量を超えた削減量(上限なし) (なお、1/2超の削減量については超過削減量として発行されないためクレジット対象外)
事前申請	2011年9月までに当初申請が必要	不要 (埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。)
検証・報告	毎年度、検証を受算定報告書を都へ提出	検証は2015年度計画書提出までに受ける。計画書は毎年度埼玉県へ提出(いずれも埼玉県制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。)
取引可能な時期	2015年度以降	同左 ^{※2} (ただし、事業所自体の目標達成が埼玉県により確認された後)
運用管理基準の要件	基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が運用管理基準に適合しているか、検証を受算定必要あり。	不要 (埼玉県の過去の制度により、運用管理基準に適合する程度の対策が取られているとみなす。)
買い手	削減義務量の1/3まで利用可	上限なしで利用可

※1 整理期間を待たずに第一計画期間の途中で発行された超過削減量についても、事業所自体の目標達成が確認できた後であれば相互利用可能

※2 事業活動の廃止等により削減計画期間の終了年度が変更された事業所においては、目標達成が確認できた時点で、その超過削減量は2015年度を待たずに相互利用可能

(参考)「キャップ&トレード制度の首都圏への普及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」(2010.9.17締結)より抜粋

- 1 東京都と埼玉県はそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する。
- 2 東京都と埼玉県は制度連携により得られた成果を首都圏の他の自治体に積極的に発信し、キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた取組の拡大を図る。
- 3 東京都と埼玉県は、国における実効性あるキャップ&トレード制度の早期実現を目指した取組を進める。